

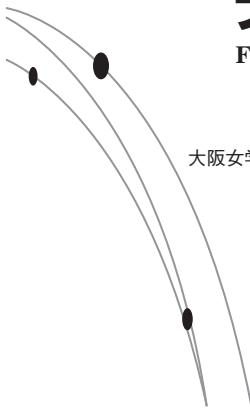
連載

フィールド・アイ Field Eye

ベトナムから——③

大阪女学院大学教授 香川 孝三

Kozo Kagawa



■ベトナムの女性労働者

ベトナムの女性は強いのか、弱いのか

ベトナムで1年半、勤務して、ベトナムの女性は強いという印象を持っているが、一方男女平等にはいたっていないという指摘もある。どちらが本当なのであるか。

ベトナム女性はしっかり者で働き者であるという評判は、ベトナムに進出している企業の日本人スタッフの間で定着している。それは男性よりしっかり者でよく働くという意味である。女性の働く姿はよく見ることができた。道端でものを売っている女性、天秤棒を担いで野菜、果物、おもちゃ、パン、花など売り歩いている女性をよく見かけた。男性が天秤棒を担いでいる姿を見るのは珍しかった。男性が真っ赤なバラを天秤棒を担いで売り歩いている姿を見た記憶がある。珍しいので記憶に残っている。天秤棒で担げる品物の量は限られており、全部売ってもどれほどの利益になるのか。たぶんわずかな利益だろうと思われる。それでも少しでも働いて、食費の足しになればと思って、働いている。

ベトナムは中国を見習って、社会主义体制の採用時に低賃金政策を採用し、それ以来続けている。賃金が低いために夫婦共稼ぎが当たり前であり、しかも1つの仕事だけでは食べていけないので、2-3つの仕事や副業を持っている。

最低賃金だけで生活できるか試算したことがある。ベトナムは米粉で作ったうどん、フォーと呼ばれる食べ物をよく食べている。それが現在であれば、屋台で食べると6000ドンぐらいしている。それを親子4人が三食そればかり食べているとすると、1カ月72万

ドンになる。これに対して最低賃金は国営企業の場合に1カ月45万ドン、外資系企業ではハノイ、ホーチミンなどの大都市では、87万ドン、大都市の近郊では79万ドン、それ以外の地域では71万ドンになっている。夫婦共稼ぎを前提としても、最低賃金だけでは生活できない。特に国営企業では無理である。このような低賃金では生活できないために、少しでも収入をあげるために不正や腐敗がはびこる可能性が高まる。

儒教と社会主义社会の影響

ベトナムは2000年以上にわたって中国の直接または間接的に支配を受けてきたために、儒教の影響を受けている。特にベトナム北部にその影響が強い。ベトナム女性が弱い原因として、この儒教の影響による男尊女卑の考えがあげられている。これは社会主义国になる以前のことである。その影響が今も残っているという考え方である。ただ中国と比べると、女性にも相続権が認められた法典が存在しており、男女の格差が緩やかだったようである。

一方、女性が強いという考え方もある。家庭の中での実権は古い時代から女性がもっていたとされている。社会主义時代には家庭の中だけでなく、女性も外でも働かざるをえない状況にあったので、女性の役割に大きな変化をもたらしたと言える。特に、ベトナム戦争中は、男性が戦争に従事し、女性が生産活動を支えざるをえなかつたことも、女性の地位に大きな変化をもたらしたと思われる。その結果、恐妻社会とか、女性上位社会と言われている。それが極端になると、ベトナム女性の嫉妬心や猜疑心の強さとなって表れできている。夫が浮気をするのを見つけると、夫の局部を切ったり、傷つけたりという、いわゆる阿部定事件がおこっている。家庭内暴力の最たるものであろう。最近はそれに尾ひれがついて、切られた局部を手術によって回復できるようになったので、切るだけでなく、煮てしまつて復元不可能にするという話まで、まことしやかに流れている。

日本と比較すれば、女性の地位はベトナムの方が高いという気がする。ベトナムには「女性の日」が年に2日ある。「男性の日」は存在しない。3月8日の国際女性の日、10月20日のベトナム女性同盟創立記念日の2回、女性に贈り物をするのが慣習となっている。私がベトナムで勤務している時には、男性の同僚とともに、金を出し合って、日本およびベトナムの女性職

員に花束を贈った。女性の日には花の値段が3倍ぐらいに高くなり、道端にはにわか花屋が店を開きをして、荒稼ぎをしていた。この慣習はベトナム戦争終了後にうまれたものであり、古くからあった慣習ではない。女性が妻、母、労働者として一人三役をこなしており、御苦勞さんという意味があるということである。日頃は男性優位の社会で、この2日だけ女性に感謝するという日になっていると解釈できなくもない。しかし、日本ではこのような日さえないことを考えれば、ベトナム女性はその地位が日本より強いといえるかもしれない。

ベトナムは社会主義社会で共産の一党独裁体制が維持されている。共産党の中で女性がどれだけ力を持っているかは、意思決定にどれだけ女性がかかわっているかを知る手立てである。ベトナムでは共産党主席、書記長、首相の三者による集団指導体制が続いているが、それらの地位について女性はいない。副主席や副首相は存在している。男性が正で、女性が副という感じである。したがって意思決定の場では、まだ男女平等ではない。国会議員は共産党の政策によって、その3割が女性議員であり、それは積極的措置によって実現されている。これも5割ではなく、3割のところが、女性を副の地位においておくという姿勢が感じられる。

男女平等法の施行

ベトナムではより男女平等を実現するために法律を2006年11月に成立させ、2007年1月1日から施行している。この第4次と8次草案はすでに紹介したことがある（拙稿「ベトナムの第4次男女平等法案」日本ジェンダー研究9号45-56頁、同「在ベトナム日本大使館公使として触れたベトナムの法と社会(1)——男女平等法案について」法学教室313号6-7頁）。

ここでは女性労働に関するのみを紹介する。13条で、労働分野のジェンダー平等の規定があり、募集の資格と年齢において男女平等とすること、仕事の配置、賃金、社会保険、労働条件について平等な取扱をすること、昇進や専門職の地位に処遇する際の資格や年齢で平等な扱いをすること、平等実現のために募集の際の男女の比率についての規則を作成すること、女性労働者の能力向上のための訓練を付与すること、重量物を扱う業務、危険な業務、有害な業務に従事する女性労働者のために安全衛生面の労働条件を使用者が整備することを定めている。

14条では教育訓練を定めているが、その中で職業能力を向上させるために男女に同じ機会を与えること、36カ月未満の子供を育てている女性労働者には、政府によって特別な支援が与えられること、農村の女性労働者に職業訓練を与えることを特別に定めている。

以上の定めを見ると、雇用にかかるあらゆる側面で男女平等の実現を目指していることがわかる。しかし、女性労働者の保護の側面も認め、重量物取扱い、危険、有害な業務では女性労働者に特別な配慮を使用者に認めている。この女性労働者は妊娠婦に限定していない。職業訓練では36カ月未満の子供を育てる女性労働者に特別な支援を付与することになっている。このように母性保護の側面も定めている。さらにベトナム特有の問題として農村の山間部に住む少数民族の女性が働く場を見出すことが困難であるという問題がある。識字率が発展途上国の中できわめて高いベトナム（87%）であるが、少数民族の女性の識字率が低く、80%を切っている。そこで特に職業訓練を特別に定めて、アファーマティブ・アクションを認める規定を設けている。

一定の違反行為には罰則が定められている。募集に際し同じレベルの能力を持っている男女間で異なる資格を適用すること、ジェンダー、妊娠、出産、子育てを理由に募集拒否、解雇すること、同じ資格、能力がありながら男女で異なる賃金を支払うこと、女性労働者についての規定を順守しないことが罰則の対象となっている。

問題があるのは、1994年労働法典に定める女性労働者を保護する規定との整合性である。保護と平等の両方を使用者に課すことになるが、それは実効性を持ちうるのか疑問を感じる。この法律の作成は女性同盟が中心となっているが、労働法典は労働省であり、管轄が違っている。そのため2つの法律のすり合わせをどの程度おこなったのか不明である。立法技術の習熟度の低さを感じる。それでも上位ではなく、下位の規範によって調整をつけるというのがベトナムであり、この法律の場合も同じであろう。

かがわ・こうぞう 大阪女学院大学教授、神戸大学名誉教授、2004~2005年 在ベトナム日本大使館・公使。最近の著書として『ベトナムの労働・法と文化』(2006年), *Japan Labour Laws: Labour Cases and Comments*, Deep & Deep Publications, India (2007年)。